

## 【不動産取得に係る課税】

### 1. 印紙税

契約金額	不動産の譲渡 (～H19.3.31)	建設工事の請負 (～H19.3.31)	土地賃借権の譲渡等 及び金銭消費貸借等
1万円未満	非課税	非課税	非課税
10万円以下	200円	200円	200円
50万円以下	400円		400円
100万円以下	1,000円		1,000円
200万円以下	2,000円		400円
300万円以下		1,000円	
500万円以下		2,000円	
1,000万円以下	10,000円	10,000円	10,000円
5,000万円以下	15,000円	15,000円	20,000円
1億円以下	45,000円	45,000円	60,000円
5億円以下	80,000円	80,000円	100,000円
10億円以下	180,000円	180,000円	200,000円
50億円以下	360,000円	360,000円	400,000円
50億円超	540,000円	540,000円	600,000円
記載なし	200円	200円	200円

\*建物の賃貸借契約書は不課税文書

### 2. 登録免許税

種類	内容	～H18.3.31	～H20.3.31	H20.4.1～	課税標準
所有権保存	原則 (自己の居住用家屋)	2/1,000 (1.5/1,000)	4/1,000 (1.5/1,000)	4/1,000 (1.5/1,000)	固定資産税評価額
	相続・共有物の分割	2/1,000	4/1,000	4/1,000	
所有権移転	土地の売買	10/1,000	10/1,000	20/1,000	固定資産税評価額
	その他売買等 (自己の居住用家屋)	10/1,000 (3/1,000)	20/1,000 (3/1,000)	20/1,000 (3/1,000)	
抵当権、質権の設定	原則 (自己の居住用家屋)	4/1,000 (1.5/1,000)	4/1,000 (1.5/1,000)	4/1,000 (1.5/1,000)	債権金額

### 3. 不動産取得税

取得形態	区分	～H18.3.31	～H21.3.31	H21.4.1～	課税標準
売買、贈与、交換	住宅以外の家屋	3%	3.5%	4%	固定資産税評価額
	住宅及び土地	3%	3%	4%	
相続		非課税	非課税	非課税	—

\*宅地等の取得の場合には、課税標準を2分の1にする特例をH21.3.31まで延長

### 4. 住宅ローン減税制度

居住年	控除期間	住宅借入金年末残高	適用年・控除率	最大控除額
平成17年	10年	4,000万円以下の部分	1年目～8年目 1.0%	360万円
			9年目～10年目 0.5%	
平成18年	10年	3,000万円以下の部分	1年目～7年目 1.0%	255万円
			8年目～10年目 0.5%	
平成19年	10年	2,500万円以下の部分	1年目～6年目 1.0%	200万円
			7年目～10年目 0.5%	
平成20年	10年	2,000万円以下の部分	1年目～6年目 1.0%	160万円
			7年目～10年目 0.5%	

### 5. 特別土地保有税

平成15年以降、課税停止中